

## 「飲食店等事業継続支援金（仮称）」（案）について

## 1 支援金の概要

## (1) 趣旨

三重県新型コロナウイルス感染症「緊急警戒宣言」の期間延長等により、「大人数や長時間におよぶ飲食を避ける」などの行動自粛要請が続く中、特に飲食店やその取引先を取り巻く厳しい環境が長期化しています。

現状をこのまま放置すれば、経営基盤が弱い中小企業・小規模企業の飲食店等の廃業が増加し、地域経済への深刻な影響が懸念されるため、飲食店等の事業継続を下支えするために支援金を交付するものです。

## (2) 対象となる事業者

## ① 飲食店

- ・ 飲食店営業許可を受け、県内に店舗を有し、事業を営んでいる中小企業・小規模企業（個人含む）

（ ※飲食スペースが屋外にある場合や宅配専門店、テイクアウト専門店、  
イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、  
キッチンカーは対象外 ）

- ・ 確定申告を行っていること
- ・ 令和2年12月もしくは令和3年1月の売上が前年同月と比べて50%以上減少していること

## ② 飲食店の取引事業者等

- ・ 県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・小規模企業（個人含む）
- ・ 県内の飲食店と継続的な取引を行っている事業者。または、タクシー・運転代行事業者
- ・ 確定申告をおこなっていること
- ・ 令和2年12月もしくは令和3年1月の売上が前年同月と比べて50%以上減少していること

## (3) 交付額

飲食店1店舗あたり30万円、取引事業者等1社あたり30万円

## 2 今後の対応

支援金を交付するために必要となる予算について、速やかに補正予算を提出し、議決をいただいた後に支援金申請要項を公表し、申請書の受け付けを行います。